資料17－３

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第17回）ヒアリング資料

2030年代を見据えた通信政策とNTTのあり方

KDDI株式会社

2024年10月29日

Tomorrow, Together
KDDI

通信が先導する日本の未来

通信の安定的提供は国民生活や経済活動に不可欠
あらゆるシーンに通信×AIが溶け込み、新たな価値が生まれる時代へ

産業活性化による**経済循環**

DXによる**社会課題解決**

通信インフラの高度化

メタルから光への移行
モバイルネットワークの品質向上

通信インフラの保護

「特別な資産」の保全
安全保障の確保

日本全国における通信の安定的な提供

これまでの審議会・WGでの共通認識

NTT持株・東西の「特別な資産」、「公共的役割」は、
「公正競争」、「安全保障」、「ユニバーサルサービス」
の観点から担保すべきとの方向性

日本の「通信の安定的な提供」の確保は重要

（参考）特殊会社NTTの変わらぬ役割

公社時代から国民負担によって築いた「特別な資産」の活用と
日本の通信の安定的提供を行う「公共的役割」は時代が変わっても不変

	1985年		現在		
通信サービス	固定電話	→	固定電話	IP電話 ブロードバンド	携帯電話 基地局
通信設備	メタル回線	→	メタル回線	光ファイバ	

NTTの「特別な資産」

民間企業では構築できない巨大なインフラに対して
NTT法ではその保護が不明確【要明確化】

通信の安定的な提供と公正競争の確保に向けて

WG報告書案

NTT東西の線路敷設基盤等※の譲渡・処分を認可対象化
※電柱、管路、とう道、局舎、土地等

支配的事業者であるNTT東西・ドコモとNTTグループの合併審査の強化

賛同

報告書案を踏まえNTT法の維持・強化が必要

デジタル社会における通信を軸としたイノベーション創出のため
公正競争の促進が重要

日本の安全保障の確保に向けて

WG報告書案

NTTに対する
外資総量規制は維持

NTTの外国人取締役登用の
規制は継続検討

賛同

加えて、
国による保有も必要
（株式1/3保有）

報告書案を踏まえNTT法の維持が必要

NTTの「特別な資産」は日本のあらゆる通信の基盤であり、
日本経済と国民生活を守るためにNTTの経営・資産の保護が重要

（参考）重要インフラの安全保障リスクの顕在化

NTT東西・ドコモからJTOWERに売却した鉄塔が外資に流失
日本の重要インフラが外資による脅威にさらされないよう制度の強化が必要

NTTからJTOWERへのインフラ売却

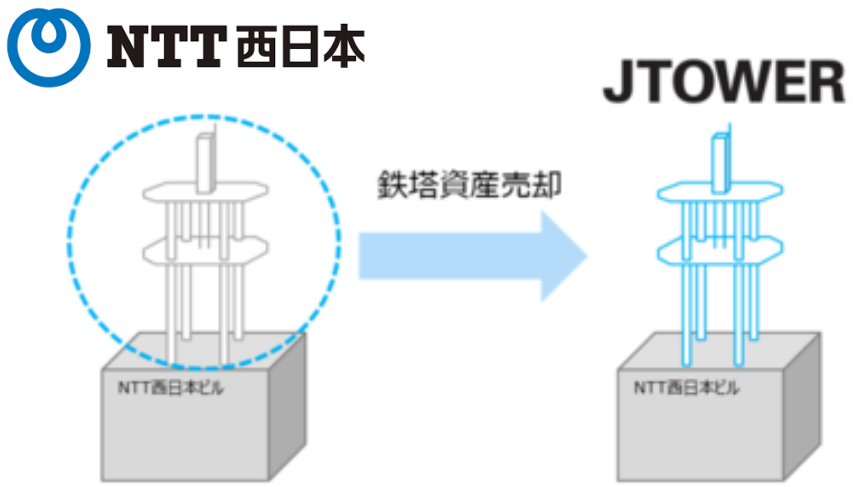

【NTT西日本HP】https://www.ntt-west.co.jp/news/2107/210708a.html

NTT東西が売却した鉄塔：207基

NTTドコモが売却した鉄塔：7,554基

通信インフラについて、外資がコントロール
(立ち入り・停止・撤去等)することは脅威

外資によるJTOWER買収

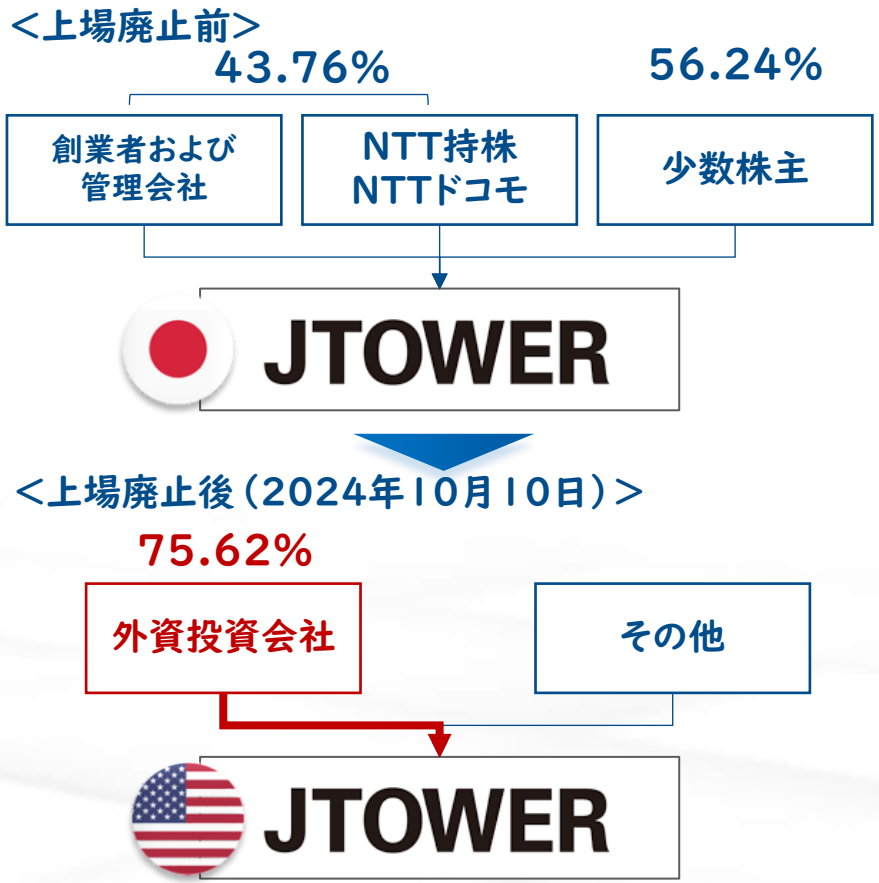

通信のユニバーサルサービス確保に向けて

WG報告書案

ブロードバンドに対する
最終保障提供責務を新たに規律

電話とブロードバンドの
最終保障提供責務はNTTが担う
（特殊会社としての撤退禁止が明確化）

賛同

報告書案を踏まえNTT法の強化が必要

光ブロードバンドの整備と維持は日本経済と国民生活の原動力
全国レベルでインフラを持つNTTのみが整備が可能

特殊会社NTTに対する担保措置のあり方

「特別な資産」と「公共的役割」を持つNTT持株と東西のふるまいは特別法であるNTT法によって特殊会社として規律が必要

特殊会社法が必要な理由

1. 「公共的役割」の履行を確実にする法的根拠※が必要
   ※憲法上の営業の自由を制限するための正当化理由
2. 電気通信事業者ではないNTT持株に対する「公共的役割」の規律が必要
3. 設備競争に必要な構造的措置は、一般の事業法では担保できない

NTTという特定の会社について目的、事業領域、経営形態等の規定が必要

NTT法廃止に反対

時代の変化に即した
NTT法のアップデートが必要

緩和すべき点 ➡ 第1ステップで改正済

強化すべき点 ➡ 第2ステップで見直し

WGの議論を踏まえると、
現在の法体系をあえて変更すること（NTT法廃止）という論拠が
見当たらないのではないか

（参考）NTT法を維持・強化すべきポイント

政策目的	NTT法において必要な措置
日本の安全保障の確保 NTTの通信サービスや社会インフラ等のグループ資産の外資によるコントロールを防止	NTT持株に対する外資規制の**維持** 政府によるNTT持株の株式保有の**維持**
日本の通信インフラ基盤「特別な資産」の保全 NTTの電柱、管路、とう道、局舎、土地等の通信インフラ基盤の譲渡・売却等を防止	NTT東西等の「特別な資産」の売却・譲渡等の認可の**強化**
日本の超高速ブロードバンド「光整備」の促進 光の時代における光ブロードバンドによる産業基盤の強化、地方創生、国民利便の向上	NTT東西による光整備・撤退防止の**強化**
通信の安定的な提供と健全な産業発展 NTTのグループ一体化の防止等、公正競争の確保	NTT主要会社の譲渡・合併禁止の**強化** NTT持株・東西の業務範囲拡大禁止の**維持**

Tomorrow, Together
KDDI

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

APPENDIX

公正競争WG 報告書（案）に対する意見①

	報告書（案）で示された方向性	意見
はじめに	構造規制と行為規制によるサービス競争と設備競争の促進を基本的な考え方とする	賛同。
基本的な考え方	電気通信事業法による行為規制とNTT法による構造規制の両輪により「サービス競争」と「設備競争」の双方を促進し、「サービスの多様化・高度化、低廉化」と「ネットワークの高度化」の実現を図る	賛同。
	市場検証会議の枠組みを参考とし、規制のPDCAサイクルを法的に位置付ける	賛同。ただし、組織統合などの構造的な競争阻害事例は事後的な是正が困難。事前・事後規制と行為・構造規制の関係は丁寧に議論すべき。
東西の通信インフラの在り方	NTTは、線路敷設基盤の適切な維持と電気通信設備の適切な設置・維持、電気通信設備の高度化を図ることでサービス多様化・高度化への寄与の役割を果たすべき	賛同。日本の通信の安定的な提供のために必要。
	NTT東西の線路敷設基盤の譲渡等（処分含む）は適切な対象範囲を検討した上で認可対象とする	賛同。NTT東西が保有する電柱・管路・とう道・局舎・土地等の線路敷設基盤等は日本の通信の根幹であり、公正競争の観点だけでなく、ユニバーサルサービスや安全保障の観点からも、その譲渡等は認可対象とすべき。
	NTT東西の自己設置要件は維持 ただし、本来業務となる県間業務は例外	県間業務が自己設置要件の例外となった場合でも、NTT東西とNTTドコモに対する特定関係事業者制度は引き続き維持すべき。
	NTT東西アクセス部門の分離は改めて検討	賛同。公正競争だけでなく、ユニバーサルサービスや安全保障にも影響を及ぼすため、丁寧な議論が必要。
	NTT東西分離は維持	賛同。持株会社体制により、NTT東西分離の本来の目的は達成されていない。NTTの巨大性・独占性の弊害等を排除する観点からNTTの一体化を防止し、通信市場の公正競争を維持・促進を図るべき。

公正競争WG 報告書（案）に対する意見②

	報告書（案）で示された方向性	意見
東西等の業務の在り方	NTT東西の県域業務規制は撤廃。NTT東西によるモバイルやISP業務等を認めないことを明確化	賛同。NTT東西が「特別な資産」を保有し続ける限りにおいては、NTT東西の事業領域規制は残すべき。
	活用業務の実施要件確認を事後検証へ変更	事後検証のプロセス等の明確化が必要。非電気通信役務については、NTT東西本体による活用業務ではなく、子会社で実施すれば足りる（規制を受けない子会社の方が機動的に展開可能）。
	持株の事業実施は継続検討	賛同。事業リスクだけでなく、特別な資産を持つNTT東西の株式の一部売却や担保にすることがないよう、NTT持株によるNTT東西株式保有義務に一部売却や担保に供することを禁止するため、「常時」株式保有義務の検討が必要。
	NTTに対する累次の公正競争条件は見直した上で法定化。遵守状況の検証は維持	賛同。構造的措置が形骸化しないよう、NTT持株やNTTデータを含む分離会社の再統合を禁止する規律が必要。
NTTグループに関する公正競争の確保の在り方	市場支配的事業者については、登録の更新制の対象を見直し、グループ内会社との合併等を審査	賛同。ただし、本来は、NTT組織再編に対処するためのものであることから、市場支配的事業者（禁止行為規制事業者）に対して、登録の更新制を課す場合は、指定に当たっての基本的な考え方について、総合的な事業能力を測定するための諸要因に本趣旨を踏まえた要素の追加等を検討すべき。また、電気通信事業者ではないNTT持株も対象となるよう検討することが必要。
	メタル固定電話固有の設備について、IP網移行後もLRIC方式での接続料算定を維持	賛同。今後は、全事業者へのビル&キープ方式の導入等、環境変化に応じた制度整備の検討が必要。

公正競争WG 報告書（案）に対する意見③

	報告書（案）で示された方向性	意見
ネットワークの開放の促進等の在り方	卸役務ルールは引き続き、相対契約を基本とする	賛同。規制は最小限とすべき。
	5G（SA方式）の機能開放は「事業者間協議」を維持 MNOは必要な情報提供を適切に行う	フルVMNO（RANシェアリング）については、広範な技術的課題が多くあり、実現可能性から議論が必要。
	市場支配的事業者が目的外利用・提供を禁止される情報に、卸役務関連情報を追加	賛同。既存のガイドラインで禁止されていることに留意が必要。
	移動通信分野の禁止行為規制の対象事業者は現在はNTTドコモのみだが、今後の収益シェア推移や市場の競争状況等を注視しつつ、対象事業者の指定を継続検討	収益シェアのみならず、総合的な事業能力を勘案すると現状の指定対象事業者の対象範囲を見直しが必要な環境変化は生じていない。
線路敷設基盤の開放の促進等の在り方	線路敷設基盤の開放は実態を検証し、必要な措置（ガイドラインの見直し等）を講ずる	賛同。
	インフラシェアリング事業者に、条件付きで公益事業特権を付与	外資に買収された場合の安全保障上の懸念などについて慎重に検討を深めることが適当。
市場環境の変化を踏まえた電気通信事業に関する制度の在り方	国内・国際電報は電気通信事業法に基づく特別な規律ではなく、信書便法に基づく規律を課すことを基本とする	賛同。
	メタル固定電話料金はプライスキャップ規制の対象外	競争による料金の低廉化を基本とし、不採算地域での料金格差防止と国民負担抑制のバランスを図るべき。都市部の競争で確立された料金に影響を与えないよう留意すべき。
	時代に即した電気通信事業法の体系の在り方について、今後のネットワーク環境や利用形態等の変化を注視し、時機を逸することなく、慎重かつ丁寧な検討を行う	賛同。

経済安全保障WG 報告書（案）に対する意見

	報告書（案）で示された方向性	意見
外資総量規制	（NTT）外資総量規制は維持することが適当。遵守状況等を定期的に確認する制度を導入することが適当	賛同。外国の影響力に対するNTTの経営の自主性確保は、外為法の個別投資審査と、NTT法の外資総量規制との組合せにより確保すべき。
	（主要通信事業者）対日投資促進政策の阻害の懸念や国際約束との関係等に鑑み、慎重に検討することが適当	賛同。総量規制を導入した場合、海外からの投資促進、資本の調達の妨げとなる。また、他国も同様の措置を取ることにより日本企業による海外投資への妨げになる。
個別投資審査	個別投資審査の強化は、丁寧な検討が必要 外為法の個別投資審査の制度見直しに向けた取組は、国際約束との整合性が確保できるのであれば望ましい	海外からの投資促進や日本からの投資を考えたときに、相互性を確保する上で、外為法の規制強化は海外との交渉が必要との認識であり、実現性の観点で疑問。
外国人役員規制	（NTT）2024年のNTT法改正による規制緩和の効果・影響等を検証した上で、引き続き検討することが適当	賛同。まずは2024年のNTT法改正の効果・影響について総務省による検証が必要。
	（主要通信市業者）外資規制の検討状況等も踏まえつつ、慎重に検討することが適当	外国人役員規制を導入した場合、海外からの投資促進、資本の調達の妨げとなる。また、他国も同様の措置を取ることにより日本企業による海外投資への妨げになることに留意が必要。

ユニバーサルサービスWG 報告書（案）に対する意見①

	報告書（案）で示された方向性	意見
基本的考え方	ユニバーサルサービスの保障対象は固定利用 モバイルのユニバ化は引き続き検討	固定利用を対象とすることに賛同。モバイルは事業者間の競争と協調により整備を進めることが適切。
対象役務	当面は、固定電話の単体利用をユニバーサルサービスとして保障	移行先の選択肢としてモバイル網を活用する場合も、利用者利益の確保の観点から、品質や緊急通報に制約があるなど固定電話との差分を利用者に説明すべき。
	ワイヤレス固定電話の提供を不採算地域に限定する規律を緩和	あくまで補完的措置として認可制を維持し、提供範囲は安心系サービス等が利用できないなど利用者保護の観点も踏まえ、慎重に検討すべき。
	モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付け	品質の制約や安心系サービス等の利用が出来ないなど利用者保護の観点を踏まえ、慎重に検討し、その提供範囲は限定的として、認可制により厳格に運用すべき。
	メタル回線の移行計画をNTTが策定し、総務省で検証	メタル売却益は国民資産の有効活用の一環として、額を明らかにし、光ファイバの整備・維持等に充当すべき。
	第一種公衆電話の扱いは、戸外の災害時の通信手段を確保する観点から、早急に検討 特設公衆電話の効率的な提供の在り方を検討	携帯電話未所持者や災害時等の公衆電話の公益的価値は不変であることから、特設公衆電話の普及を進めつつ、光回線対応など現状の課題を解消する手段等を検討し、持続可能な提供手法を検討していくべき。
	光ファイバ（FTTH）は、2027年度までに世帯カバー率99.9%、民設移行を円滑に進める	これらの目標を達成するには、交付金制度では足らず事業者に対する強制的な義務が必要。NTTは、日本全国でのエリア整備・役務提供に最終保障提供責務を担うべき。最終保障提供責務の対象となるユニバーサルサービスについても、現行NTT法の枠組みと同じように、NTTに対する第3条の責務と第2条の本来業務で一体的に確保されることが必要。
	ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）は、未整備地域に限定し、ユニバに位置付ける	光ファイバ整備が困難な0.1%のエリアに限り、固定ブロードバンドを技術中立的にカバーする補完的手段として位置付けることに賛同。ただし、テレワーク・遠隔医療等の観点も踏まえ、限定的な例外とすべき。

ユニバーサルサービスWG 報告書（案）に対する意見②

	報告書（案）で示された方向性	意見
責務	（電話）NTTの「あまねく提供責務」は、「最終保障提供責務」に見直す	NTTが特別な資産を保有する特殊会社として最終保障提供責務を担うことに賛同。ただし、メタルから光への円滑な移行と利用者保護の観点から、無線活用等に関する課題解決が大前提であり、見直す時期は2030年頃とすべき。
	（ブロードバンド）最終保障提供責務を新設	特殊会社ではない民間会社に最終保障提供責務を課すことは、憲法上の営業の自由を制限することとなるため、特殊会社であるNTTが担うべき。NTTに対しては、線路敷設基盤等を保有し全国に光ファイバを展開可能な唯一の事業者として、撤退禁止等の強い規律を課すことが必要。
責務の担い手	（電話）NTTが最終保障提供責務を担う	「特別な資産」を保有し、あまねく提供の実績を持つNTTが担うことに賛同。ただし、メタルから光への移行計画の明確化と売却益活用の検討が必要。
	（電話・ブロードバンド）適格事業者がいる地域は適格事業者が、いない地域ではNTTが最終保障提供責務を担う	NTTに対しては、既存エリアからの撤退禁止や未整備地域の解消等、より高度な責務を課すことが適当。特殊会社でない民間会社に最終保障提供責務を課し、未提供地域を含めてサービスの提供を義務付けることは、憲法上の営業の自由を制限するため正当化理由が必要。NTTは電電公社から特別な資産（約25兆円）を継承し、民営化後においても施設設置負担金（約2兆2千億円）を受け入れており、日本全国でインフラを保有するNTTのみが公共的役割を担えるため、電気通信事業法ではなくNTT法において規律すべき。現行のNTT法の枠組みと同じように、NTTに対する第3条の責務と第2条の本来業務で一体的に確保されることが必要。
	責務を担う事業者が協力を求めた場合、協議に応じる義務を課す	協議に応じる義務の具体的な制度設計にあたっては、関係事業者の予見可能性を高める観点から、協議の対象範囲や手続き等を明確化することが必要。
交付金制度	（電話）現行制度を基本維持。責務の見直し等に伴い必要な補正があれば行う	利用者保護と国民負担のバランスを十分考慮しつつ、メタル縮退計画に基づき、メタル売却益の活用を前提として、交付金制度を見直すべき。
	（ブロードバンド）NTTの責務履行が必要な地域は特別支援区域と同等の補填	光ファイバの整備・維持を基本とし、諸外国の最終保障提供責務を負う事業者に対する交付金の稼働実態等を参考としつつ、国民負担の抑制に配慮した上で、NTTの責務履行に必要とされる合理的な補填を行うことが適当。

ユニバーサルサービスWG 報告書（案）に対する意見③

	報告書（案）で示された方向性	意見
料金の低廉性確保等	プライスキャップ規制は対象外とし、都市部を上回る料金設定を認めない規律を課す	競争による料金の低廉化を基本とし、不採算地域での料金格差防止と国民負担抑制のバランスを図るべき。競争で確立された都市部の料金に影響を与えないよう留意すべき。
	電電公社から承継した全国規模の線路敷設基盤を死蔵せずに有効活用、維持	NTTによる日本全国での最終保障提供責務を履行するためには、NTT法第3条の責務に加えて、第2条の自己設置要件が必須であることから賛同。
	NTTの自己設置要件は無線による提供等のため例外として認める	自己設置を基本としつつ認可制により例外的に認めるべき。ただし、公正競争確保の観点から利用上限を設定し、第一種指定電気通信設備規制の潜脱や活用業務としての移動通信事業への進出を防止する制度的担保が必要。
	全国規模の線路敷設基盤は、その譲渡や担保等について、認可対象とする	NTT東西が保有する電柱・管路・とう道・局舎・土地等の線路敷設基盤等は日本の通信の根幹であり、ユニバーサルサービスの観点だけでなく、公正競争や安全保障の観点からも、その譲渡・担保等の認可対象化に賛同。